

**リフォーム業界に
選別の波!!**

国がお墨付を与えた
リフォーム事業者団体に
加入しているか否かで
消費者に選別される?!

東京土建も一般社団法人を設立へ!

☑あなたも積極的に登録を!

国交省は、「事業者団体を通じ適正なリフォーム事業推進に関する検討」を発表しました。

この目的は、主に悪質なリフォーム業者を排除する為に国が認定する団体の会員かどうかで消費者が業者を選べるようにすることです。

「認定団体の会員でなければ、工事ができなくなるものではない」と国交省は説明していますが、消費者から見れば事業者の選別基準ができることになります。

東京土建では、組合員がこの認定団体による国の選別政策から弾き飛ばされないことがないように、仲間の支援をめざして認定団体の要件である一般社団法人リフォームパートナー協議会(仮称)を設立します。

**私たちの主力、
リフォーム事業を
大手から守る為に!**



**私たちの団体の
アピールポイント**

地域貢献

地域密着

直接施工

☑主な事業内容

- ①義務講習・レベルアップ講習(認定団体の必須)
接客マナー・顧客サポート・新技術対応・公的助成制度等への対応
- ②実務支援とサポート
リフォーム瑕疵保険・見積書の共通化、提案力の向上、顧客管理等
- ③次世代を担う後継者育成
次世代施工者の会・設計者の会への支援
- ④クレーム相談窓口の設置(認定団体の必須)
- ⑤市民に向けたより良いリフォームの提案と普及
- ⑥市民に向けたリフォーム事業者の情報提供
- ⑦市民に向けた様々な補助・助成制度等の情報提供
- ⑧行政等に対する要望及び提言
- ⑨その他団体の目的を達成するために必要な事業

当協議会に登録できる事業者の資格・能力条件について

リフォーム事業を適正に行うことができる事業者(協同組合・NPO法人含む)であるかを団体が確認し登録を認めることが認可要件です。そのため、以下の事業分類ごとに条件をクリアした元請けを行う組合員(法人代表・個人事業主・一人親方)が登録できます。

<500万円以上のリフォーム工事を元請けとして行なう事業所>

- 建築確認が必要な工事 … 建築一式の建設業の許可業者
- 専門工事を主とする工事 … 28業種で該当する建設業の許可業者

※ 500万円以上の工事を請け負う場合、建設業許可の取得が必須です(建設業法第3条)。

<500万円未満のリフォーム工事のみを元請けとして行なう事業所>

- マンション専有部分全般・戸建てリフォーム全般(構造・防水工事含む)
… 建設業の許可もしくは常勤の建築士や建築施工管理技士の在籍
- 専門工事のみ
… 建設業の許可もしくは常勤の建築士や関係する施工管理技士の在籍
- 建設業許可が取れない、常勤の必要な資格者がいない事業者
 - 当団体所定の誓約書を提出すること(申込書に記入欄があります)
 - 元請けとしての現場経験が実証できるものを提出すること
※ 詳しくは下記のフローチャートで確認してください。
 - 当協議会が開催する義務講習を受講し修了すること
※ 内容は、増改築相談員・部位別リフォーム講習に準拠したものを予定。増改築相談員の方は免除の予定。

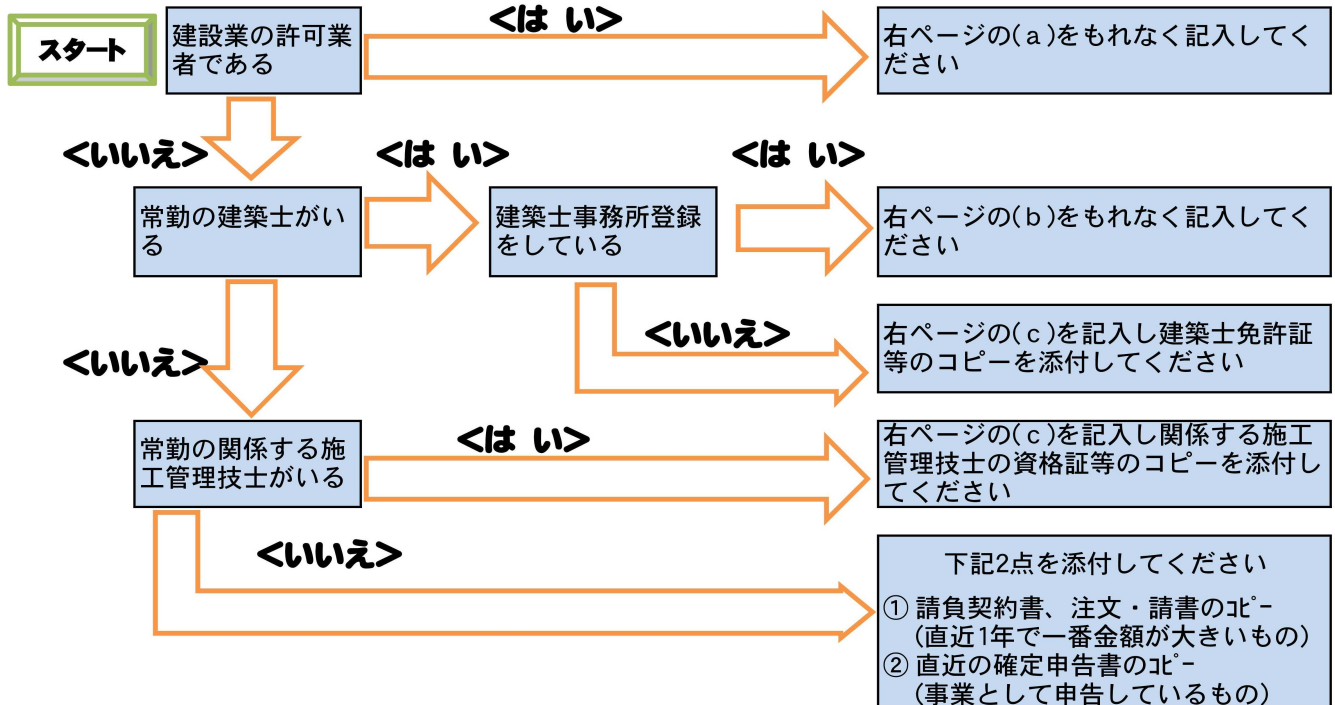
すべてを満たすこと

★会員登録すると個別の工事等に関する義務事項が発生します

- ◎300万円以上(税抜)の工事についてリフォームかし保険をかけること
ただし発注者が文書をもって不要である旨の意思を表示した場合を除く
- ◎団体による調査への協力と団体の指定する講習会受講の義務
団体が適正かつ円滑な業務のために必要な調査を行う場合に、会員は協力する
また団体の指定する講習(無料を予定)への義務参加があります

※本登録の際には年会費(1万円以内を想定)が発生する予定です。

登録に必要な事業者の情報・添付書類フローチャート



一般社団法人 リフォームパートナー協議会(仮称)

仮登録申込書

太枠の欄をご記入ください

記入日 年 月 日

事業所名	フリガナ	所属支部	
住 所	〒		
代表者名	フリガナ	TEL FAX	— — — —
クレーム対応 担当者 氏名	フリガナ	クレーム対応 担当者の 携帯番号	— —
メール アドレス	@		
業種	☐ 総合建設業 ☐ 大工・工務店 ☐ リフォーム専門店 ☐ 専門工事店(管工事業、電気工事業、内装工事業、建具工事業、他)) ☐ その他()		
下記の項目の該当するものにチェックをしてください			
☐ 建設業の許可を取得している(下記の(a)のみを記入) ☐ 建設業許可はないが、建築士事務所登録をしている(下記の(b)のみを記入) ☐ 上記2つに該当しないが、常勤の建築士もしくは施工管理技士がいる (下記の(c)のみを記入し、左ページの添付書類を提出してください) ☐ 上記3つのいずれにも該当しない(左ページの添付書類を提出してください) ☐ 増改築相談員の資格を保有している			
(a) 建設業許可の番号	業種: (大臣・知事)(般・特)第()号		
(b) 建築士事務所登録	登録の種類 (一級・二級・木造) 建築士事務所 ←いずれかに○ 登録番号() 知事登録()第()号		
(c) 常勤建築士・施工 管理技士の氏名		☐ (一級・二級・木造) 建築士 ☐ () 級)施工管理技士	
元請として請け負う工事であてはまるもの全てにチェックをしてください			
☐ マンション共有部分全般の工事 ☐ マンション専有部分全般の工事 ☐ 戸建住宅リフォーム工事構造・防水工事を含む ☐ 内装・設備工事 ☐ その他()			

登録についての誓約

※ 必ずお読みになって、以下の□にチェックをしてください

- ☐ ① 消費者からのクレーム対応など、仕事における責任施工を果たしています。
- ☐ ② 下請業者に対して、不払い等はありません。
- ☐ ③ 300万円以上(税抜)の工事については、リフォーム瑕疵担保保険をかけます。
ただし発注者が文書をもって不要である旨の意思の表示をした場合はこの限りではありません。
- ☐ ④ 貴協議会が公開する会員情報について、以上の記載事項で開示することを承諾します。
- ☐ ⑤ 貴協議会が適正かつ円滑な業務のために必要な調査を行う場合には協力します。
- ☐ ⑥ 貴協議会の約款の内容を理解し遵守します。
- ☐ ⑦ 貴協議会が行う義務講習会に参加します。

記入日: 年 月 日 署名(自著)

支部受付用チェックシート

1 申込書太枠の記入事項はもれなく記載されていますか？	☐ はい
2 記入事項に誤りはありませんか？(許可番号等)	☐ はい
3 申請者は組合費を滞納していませんか？	☐ はい
4 当協議会の約款を渡し、口頭で説明しましたか？(仮登録の際は不要)	☐ はい
5 申請者は誓約書の内容を理解されていますか？	☐ はい
6 誓約書は申請者ご本人が記入しましたか？	☐ はい
7 添付書類はそろっていますか？(必要な方のみ)	☐ はい
8 年会費は納入されましたか？(仮登録の際は不要)	☐ はい

★国や大手に対抗しつつ、自社のスキルアップも目指しましょう！
★当面、100者の登録を目標としていますのでよろしくお願いします

() 支 部 支 部 受 付 日 年 月 日
担 当 者 () 初 回 年 会 費 入 金 日 年 月 日

※年会費は当協議会が発足した際の本登録時に頂きます。
仮登録の際は納入の必要はありません。

----- 以下 本部記入欄 -----

本部受付日	年	月	日
登録NO	-		

<添付書類>	
☐	建築士・施工管理技士の資格証等の写し
☐	請負契約書、注文書・請け書の写し
☐	直近の確定申告書控えの写し
☐	その他()

理事印	本部印